

高病原性鳥インフルエンザの発生により、以下に該当する県で生産及び処理された家きん由来製品等は米国向けに輸出できません。

令和3年4月25日以前：福岡県

令和3年10月26日以前：奈良県、大分県、和歌山県、滋賀県、岡山県、高知県、岐阜県、富山県、徳島県、茨城県及び栃木県

令和3年11月9日以前：香川県及び宮崎県

令和4年4月26日以前：兵庫県

令和4年5月19日以前：熊本県、埼玉県、広島県、鹿児島県、愛媛県及び千葉県

秋田県

青森県

岩手県

宮城県

北海道

(令和4年5月更新)